

水道局電子化設計図書等取扱条件

1 適用

本使用条件は、大阪市水道局（以下「当局」という。）が発注する請負、買入れ、借入れその他の契約（以下「契約案件」という。）の、電子化された設計図書、仕様書およびその印刷物（以下「電子ファイル等」という。）の取扱条件について適用する。

2 取扱条件

電子ファイル等は、当該契約案件の入札及び比較見積（以下「入札等」という。）の参加を検討し、入札等の金額の積算目的においてのみ使用できるものとし、譲渡・販売・複写・転用・改変・再配布など、積算目的外の使用を禁止する。

電子ファイル等の複写（コピー）は一切禁止する。

電子ファイル等の内容について、複写（クリッピング）機能（テキスト選択ツール・スナップショットツール等）を利用し、複写することを禁止する。

大阪市ホームページからダウンロードした電子ファイル等の保存は禁止する。ただし、電子ファイル等の内容を印刷するため印刷会社等へ依頼する場合のみ、電子媒体への保存を認める。

印刷会社等への貸与は、電子媒体のみに限定し、セキュリティの観点からインターネット等ネットワークを介した電子ファイル等の送受信は一切禁止する。

印刷会社等において印刷を依頼する場合は、貸与した電子媒体からの印刷に限定し、印刷会社等のパソコン等への保存をさせてはならない。

印刷会社等へ貸与した電子媒体の返納後、電子媒体から電子ファイル等を完全に消去、もしくは電子ファイルが復元不可能になるよう電子媒体を物理的に破壊し廃棄すること（なお、電子媒体を廃棄する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令及び各市町村の廃棄区分に従うこと）。

3 著作権等

電子ファイル等の著作権は、すべて当局に帰属し、著作権関連法令によって保護されている。

4 損害賠償請求等

電子ファイル等の利用者が、上記に反する行為に起因して当局に損害を与えた場合、当局はその損害の賠償を請求することができる。

全ての電子ファイル等は、作成時点でウィルスチェックをしているが、ダウンロード後のウィルス等により生じた損害について、当局は一切責任を負わないものとする。